

伊 勢 市 公 報

第 147 号
平成 23 年 12 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則	2
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	12
告 示	
○ 平成 23 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	28
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	50
○ 選挙管理委員会関係	
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表方法等について	51
・ 選挙人名簿抄本の閲覧状況の公表について	52
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	53
○ パブリックコメントの実施について	54
○ 犬の抑留について	57
○ 都市計画事業の認可について	58
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	59
○ 都市計画事業の認可について	60
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	61
教育委員会公告	
○ パブリックコメントの実施について	62
○ パブリックコメントの実施について	65
○ パブリックコメントの実施について	68
公 表	
○ 平成 23 年度定期監査結果の公表について	71

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に
関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 46 号

平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則等の一部を改正する規則

(平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第 1 条 平成 18 年改正給与条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「100 分の 99.59」を「100 分の 99.1」に改める。

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成 18 年伊勢市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000

員 以 外 の 職 員	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600

25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200
40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100

45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600
61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700

66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	
81	211,300	259,200	292,000	319,000	
82	212,000	259,500	292,500	319,400	
83	212,700	259,800	293,000	319,800	
84	213,400	260,100	293,500	320,200	
85	214,100	260,300	293,900	320,500	
86	214,800	260,700	294,500	320,900	

87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400
102	223,900	265,300	302,000	
103	224,500	265,600	302,400	
104	225,100	265,900	302,800	
105	225,500	266,100	303,100	
106	226,000	266,400	303,500	
107	226,500	266,700	303,900	

108	227,000	267,000	304,300
109	227,200	267,300	304,700
110	227,600	267,600	305,100
111	228,100	267,900	305,500
112	228,600	268,200	305,900
113	229,100	268,400	306,100
114	229,600	268,700	306,500
115	230,100	269,000	306,900
116	230,600	269,300	307,300
117	231,000	269,600	307,600
118	231,400	269,900	308,000
119	231,800	270,200	308,400
120	232,200	270,500	308,800
121	232,600	270,600	309,000
122		270,900	309,400
123		271,200	309,800
124		271,500	310,200
125		271,600	310,400
126		271,900	310,800
127		272,200	311,200
128		272,500	311,600

	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再 任 用 職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考

1 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。

2 この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 号中「100 分の 130」を「100 分の 135」に、「100 分の 170」を「100 分の 175」に改め、同条第 2 号中「100 分の 60」を「100 分の 65」に、「100 分の 80」を「100 分の 85」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則第 3 条の規定により、その例によることとされる伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 23 年伊勢市条例第 19 号）附則第 2 項の規定を準用する。この場合において、同条例附則第 2 項第 1 号の表は、次の表に読み替えるものとする。

給料表	職務の級	号給
技能労務職給料表	1 級	1 号給から 121 号給まで
	2 級	1 号給から 84 号給まで
	3 級	1 号給から 76 号給まで
	4 級	1 号給から 48 号給まで
	5 級	1 号給から 32 号給まで

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月1日

伊勢市病院事業管理者 間島 雄一

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

病院企業一般職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	

11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200

32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600

53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	

73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700	
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400	
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100	
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600	
86	239,700	294,800	343,200	383,900		
87	240,400	295,100	343,700	384,500		
88	241,100	295,500	344,200	385,100		
89	241,900	295,800	344,600	385,800		
90	242,400	296,200	345,100	386,400		
91	242,900	296,600	345,600	387,000		
92	243,400	297,000	346,100	387,600		
93	243,700	297,100	346,300	388,300		

94	297,500	346,800				
95	297,900	347,300				
96	298,300	347,800				
97	298,500	347,900				
98	298,900	348,400				
99	299,300	348,900				
100	299,700	349,400				
101	299,900	349,700				
102	300,300	350,100				
103	300,700	350,500				
104	301,100	350,900				
105	301,300	351,400				
106	301,600	351,800				
107	302,000	352,200				
108	302,400	352,600				
109	302,600	353,100				
110	303,000	353,500				
111	303,400	353,900				
112	303,700	354,200				
113	303,800	354,700				
114	304,200					

	115		304,600					
	116		305,000					
	117		305,200					
	118		305,500					
	119		305,800					
	120		306,100					
	121		306,500					
	122		306,800					
	123		307,100					
	124		307,400					
	125		307,800					
再 任 用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級

の 区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600	

19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,200
34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,300
35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,400
36	164,000	217,700	245,900	288,300	334,600
37	165,800	218,800	247,200	289,000	335,800
38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,000
39	169,200	221,400	250,000	290,800	338,200

40	170,900	222,700	251,400	291,800	339,400
41	172,500	223,800	252,600	292,700	340,500
42	173,900	225,000	253,900	293,700	341,700
43	175,300	226,200	255,200	294,700	342,900
44	176,700	227,400	256,500	295,700	344,100
45	178,200	228,600	257,600	296,500	345,100
46	179,600	229,800	258,800	297,400	346,200
47	181,000	231,000	260,000	298,300	347,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200	348,400
49	183,700	233,400	262,500	299,900	349,500
50	184,900	234,600	263,700	300,700	350,500
51	186,100	235,800	264,900	301,500	351,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300	352,500
53	188,400	238,200	267,100	302,900	353,400
54	189,500	239,200	268,300	303,700	354,300
55	190,600	240,200	269,500	304,400	355,200
56	191,700	241,200	270,700	305,100	356,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800	356,900
58	193,900	243,300	272,800	306,600	357,800
59	195,000	244,300	273,900	307,400	358,700
60	196,100	245,300	275,000	308,200	359,600

61	197,200	246,300	276,100	308,800	360,400
62	198,100	247,200	277,200	309,500	361,300
63	199,000	248,100	278,300	310,200	362,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900	363,100
65	200,600	250,000	280,300	311,400	363,700
66	201,400	250,800	281,100	312,000	364,300
67	202,200	251,600	281,900	312,600	364,900
68	203,000	252,400	282,800	313,200	365,500
69	203,600	253,200	283,700	313,800	365,900
70	204,200	253,800	284,500	314,300	
71	204,700	254,400	285,300	314,800	
72	205,300	255,000	286,100	315,300	
73	205,900	255,300	287,000	315,600	
74	206,600	255,700	287,800	316,100	
75	207,300	256,200	288,600	316,600	
76	208,100	256,700	289,400	317,100	
77	208,500	257,300	290,000	317,300	
78	209,200	257,800	290,600	317,700	
79	209,900	258,300	291,100	318,100	
80	210,600	258,800	291,500	318,500	

81	211,300	259,200	292,000	319,000
82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600
97	221,200	264,000	299,700	324,900
98	221,700	264,300	300,200	325,300
99	222,200	264,500	300,700	325,700
100	222,700	264,800	301,200	326,100
101	223,300	265,100	301,600	326,400

102	223,900	265,300	302,000
103	224,500	265,600	302,400
104	225,100	265,900	302,800
105	225,500	266,100	303,100
106	226,000	266,400	303,500
107	226,500	266,700	303,900
108	227,000	267,000	304,300
109	227,200	267,300	304,700
110	227,600	267,600	305,100
111	228,100	267,900	305,500
112	228,600	268,200	305,900
113	229,100	268,400	306,100
114	229,600	268,700	306,500
115	230,100	269,000	306,900
116	230,600	269,300	307,300
117	231,000	269,600	307,600
118	231,400	269,900	308,000
119	231,800	270,200	308,400
120	232,200	270,500	308,800
121	232,600	270,600	309,000
122		270,900	309,400

	123		271,200	309,800		
	124		271,500	310,200		
	125		271,600	310,400		
	126		271,900	310,800		
	127		272,200	311,200		
	128		272,500	311,600		
	129		272,600	311,800		
	130		272,900	312,200		
	131		273,200	312,600		
	132		273,500	313,000		
	133		273,600	313,200		
	134		273,900			
	135		274,200			
	136		274,500			
	137		274,600			
再 任 用 職 員		191,700	202,900	225,000	246,200	277,900

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
(平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程第 2 条の規定により、その例によることとされる伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例(平成 23 年伊勢市条例第 19 号) 附則第 2 項の規定を準用する。この場合において、同条例附則第 2 項第 1 号の表は、次の表に読み替えるものとする。

給料表	職務の級	号給
病院企業一般職給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 76 号給まで
	3 級	1 号給から 60 号給まで
	4 級	1 号給から 44 号給まで
	5 級	1 号給から 36 号給まで
	6 級	1 号給から 28 号給まで
	7 級	1 号給から 16 号給まで
病院企業技能労務職給料表	1 級	1 号給から 121 号給まで
	2 級	1 号給から 84 号給まで
	3 級	1 号給から 76 号給まで
	4 級	1 号給から 48 号給まで
	5 級	1 号給から 32 号給まで

- 3 前項の規定にかかわらず、病院企業医療職給料表の適用を受ける職員については、同項の規定を適用しない。

伊勢市告示第 138 号

平成 23 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を次のとおり公表します。

平成 23 年 12 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成23年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期におきましても、勤務医不足及び看護師不足の影響により、財政状況は非常に厳しいところではありますが、引き続き公的医療機関として市民の医療福祉の増進を図るとともに、諸経費の節減に努めながら、合理的運営に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数33,830人、延べ外来患者数69,743人、健診者数6,212人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、2,645人の減少、外来患者数におきましては、3,297人の減少、健診者数におきましては、720人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益2,873,231千円（内一般会計負担金450,000千円）、事業費用2,644,628千円で収支差引228,603千円の純利益を生じました。

下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金100,000千円に対し、支出では医療用器械備品の購入費に13,187千円、企業債元金の償還に65,616千円、投資に2,000千円の計80,803千円となっております。

以上が平成23年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術 職 員	看 護 (准) 師	事務職員	その他の 職 員	嘱 託	計
23.3.31	44	54	201	21	11	61	392
23.9.30	41	53	194	23	11	66	388

*医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成23年 4月 1日から

平成23年 9月30日まで

(1) 平成23年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B/A%	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	5,386,384,000	2,883,407,696	2,502,976,304	53.5	
医業収益	4,697,028,000	2,282,647,896	2,414,380,104	48.6	
健診収益	206,555,000	132,252,388	74,302,612	64.0	
医業外収益	482,701,000	468,507,412	14,193,588	97.1	
特別利益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	5,975,066,000	2,666,749,668	3,308,316,332	44.6	
医業費用	5,742,389,000	2,573,859,420	3,168,529,580	44.8	
健診費用	151,195,000	66,730,125	84,464,875	44.1	
医業外費用	80,382,000	26,160,123	54,221,877	32.5	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	100,000,000	100,450,000	-450,000	100.5	
負担金	100,000,000	100,000,000	0	100.0	
投資償還金	0	450,000	-450,000	-	
(資本的支出)					
資本的支出	223,235,000	80,802,804	142,432,196	36.2	
建設改良費	80,000,000	13,187,107	66,812,893	16.5	
企業債償還金	131,735,000	65,615,697	66,119,303	49.8	
投資	11,500,000	2,000,000	9,500,000	17.4	

平成23年 4月 1日から

平成23年 9月30日まで

(2) 平成23年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	2,644,628,036	病院事業収益	2,873,231,065
医業費用	2,552,509,887	医業収益	2,279,506,773
給 与 費	1,492,285,221	入院収益	1,455,881,652
材 料 費	526,873,524	外来収益	773,254,415
経 費	418,383,433	その他医業収益	50,370,706
減価償却費	107,044,929	健診収益	125,955,276
資産減耗費	488,920	健診収益	125,955,276
研究研修費	7,433,860	医業外収益	467,769,016
健診費用	65,973,764	他会計負担金	450,000,000
給 与 費	40,115,462	負担金交付金	3,000,000
材 料 費	4,831,203	その他医業外収益	14,769,016
経 費	14,887,585		
減価償却費	6,139,514		
医業外費用	26,144,385		
支払利息及び企 業債取扱諸費	8,001,754		
繰延勘定償却	17,827,871		
医業外雑費	314,760		
当期純利益	228,603,029		
合 計	2,873,231,065	合 計	2,873,231,065

平成23年9月30日

(3) 平成23年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	3,139,142,112	流動負債	1,846,480,587
有形固定資産	3,128,804,427	一時借入金	1,500,000,000
土地	1,124,709,245	未払金	335,303,956
建物	5,323,027,338	医業未払金	330,124,726
構築物	296,438,161	その他未払金	5,179,230
器械備品	3,474,422,675	その他流動負債	11,176,631
車両	5,217,388	預り保証金	1,000,000
減価償却累計額	△ 7,095,010,380	仮受消費税	10,176,631
無形固定資産	3,562,685	資本金	958,189,872
電話加入権	3,562,685	自己資本金	510,318,431
投資	6,775,000	借入資本金	447,871,441
長期貸付金	6,775,000	企業債	447,871,441
流動資産	1,204,482,834	剰余金	1,328,179,330
現金預金	338,832,270	資本剰余金	4,645,755,772
現金	585,000	受贈財産評価額	169,801,214
預金	338,247,270	国庫補助金	102,949,000
未収金	798,154,144	他会計補助金	389,320,000
医業未収金	797,153,945	工事負担金	53,395,358
医業外未収金	1,000,199	寄附金	139,100,000
貯蔵品	14,677,324	補助金	16,190,200
薬品	8,075,405	他会計負担金	3,775,000,000
診療材料	6,601,919	欠損金	3,317,576,442
前払金	4,329,986	前年度未処理欠損金	3,317,576,442
前払金	4,329,986	当期純利益	228,603,029
その他流動資産	48,489,110		
仮払消費税	48,489,110		
繰延勘定	17,827,872		
退職給与金	17,827,872		
退職給与金	17,827,872		
合 計	4,361,452,818	合 計	4,361,452,818

4. 平成22年度伊勢市病院事業決算の状況

平成22年度も、全国的な勤務医不足と看護師不足の状況が続いており、医師、看護師の確保は非常に厳しい状況が続いています。

当院におきましても、内科系医師の減少に伴い、平成22年4月から救急当番日の減少を余儀なくされました。

脳神経外科では常勤医師が不在になりましたが、眼科では新たに2名の新任医師を迎え常勤医による診療が可能になりました。

また、9月に「今後の市立伊勢総合病院を考える検討会」が設置され、3月下旬には検討会から報告書が市長に提出されました。

そのような中、二次救急を行う地域の中核病院として、市民の皆様信頼される病院を目指し、良質かつ高度の医療を提供できるよう、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努力してまいりました。

本年度の病床利用状況につきましては、延べ入院患者数76,867人（1日平均211人）、延べ外来患者数142,079人（1日平均585人）、健診者数11,101人（1日平均40人）となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、7,021人の減少となり、外来患者数におきましても、16,549人の減少、健診者数におきましても、343人の減少となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金600,000千円を含み、事業収益5,628,134千円となり、支出におきましては、総支出額5,791,513千円となり、収支差引163,379千円の単年度純損失を生ずる結果となりました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金100,000千円と投資償還金375千円の100,375千円に対し、支出では資産購入費99,998千円、企業債元金の償還に129,751千円、投資として看護職員就職準備資金等の4,100千円となり、このうち資産購入費の主なものとして、高圧蒸気滅菌装置（12,133千円）、超音波白内障手術装置（18,019千円）、散瞳・無散瞳眼底カメラ（16,254千円）、放射線科総合画像管理システム（14,483千円）等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、233,849千円となり、収支差引133,474千円の不足額を生じましたが、一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度未処理欠損金が33億1千余万円（前年度末未処理欠損金31億5千余万円）を有しておりますので、経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力するとともに、安全で安心していただける医療を推進し、地域医療を確保してまいります。

平成23年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事、施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

事業運営面では、平成23年9月末現在、配水量におきましては前年同期に比し1.3%減少し、有収水量におきましても1.5%減となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,319,135千円、事業費用1,005,425千円の執行となり、313,710千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入107,795千円、支出729,443千円となり、621,648千円の収支不足となりました。

今後につきましても、事業費用を圧迫する受水費、企業債償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業の推進などにより、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分		H22. 9. 30	H23. 9. 30	増 減	増減率 (%)
上水道	給水戸数	54,328戸	54,649戸	321戸	100.6
	給水人口	132,784人	131,730人	△ 1,054人	99.2
簡易水道	給水戸数	64戸	61戸	△ 3戸	95.3
	給水人口	100人	97人	△ 3人	97.0

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率 (%)
上水道	1,347,860	1,273,770	94.5%
簡易水道	687	649	94.5%

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分		H22.9.30	H23.9.30	増 減	増減率 (%)
上水道	配水量	8,985,100	8,869,614	△ 115,486	98.7
	有収水量	7,904,502	7,787,894	△ 116,608	98.5
	有収率 (%)	88.0	87.8	△ 0.2	—
簡易水道	配水量	5,614	5,240	△ 374	93.3
	有収水量	4,150	3,870	△ 280	93.3
	有収率 (%)	73.9	73.9	0	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H23.3.31	21	17	5	43
H23.9.30	20	18	5	43

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成23年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成 23年 4月 1日 から 平成 23年 9月30日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,733,869,000	1,384,806,167	1,349,062,833	50.7
営業収益	2,677,039,000	1,351,422,565	1,325,616,435	50.5
営業外収益	55,493,000	32,694,960	22,798,040	58.9
簡易水道収益	1,337,000	688,642	648,358	51.5
水道事業費用	2,397,757,000	1,030,618,703	1,367,138,297	43.0
営業費用	2,184,258,000	949,062,904	1,235,195,096	43.5
営業外費用	198,661,000	80,430,006	118,230,994	40.5
簡易水道費用	4,838,000	1,125,793	3,712,207	23.3
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	768,761,000	107,795,032	660,965,968	14.0
企業債	269,000,000	0	269,000,000	0.0
負担金	141,761,000	27,695,032	114,065,968	19.5
出資金	358,000,000	80,100,000	277,900,000	22.4
資本的支出	2,619,899,000	729,442,865	1,890,456,135	27.8
建設改良費	2,344,891,000	593,034,754	1,751,856,246	25.3
償還金	275,008,000	136,408,111	138,599,889	49.6

(単位 円)

(2)平成23年度伊勢市水道事業損益計算書		平成 23年 4月 1日 から 平成 23年 9月30日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	1,005,424,782	水道事業収益	1,319,135,409
営業費用	924,116,593	営業収益	1,287,256,721
原水費	427,112,652	給水収益	1,283,735,045
配水及び給水費	116,615,019	受託工事収益	1,667,900
受託工事費	4,845,174	その他営業収益	1,853,776
総係費	66,487,748	営業外収益	31,222,722
減価償却費	309,056,000	受取利息及び配当金	1,605,300
営業外費用	80,209,568	雑収益	188,704
支払利息及び 企業債取扱諸費	71,894,158	朝熊山分担金	2,285,718
雑支出	3,272,238	加入金	27,143,000
朝熊山雑支出	5,043,172	簡易水道収益	655,966
簡易水道費用	1,098,621	給水収益	654,466
簡易水道費	1,098,621	雑収益	1,500
当期純利益	313,710,627		
合計	1,319,135,409	合計	1,319,135,409

(単位 円)

(3)平成23年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成23年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	20,036,759,416	固 定 負 債	531,966,741
有 形 固 定 資 産	19,909,549,730	引 当 金	531,966,741
土 地	1,324,384,605	退 職 給 与 引 当 金	172,527,472
建 物	771,146,226	修 繕 引 当 金	359,439,269
減 価 償 却 累 計 額	△ 375,998,843	流 動 負 債	127,826,718
構 築 物	26,110,354,971	未 払 金	60,705,389
減 価 償 却 累 計 額	△ 9,825,682,897	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	32,970
機 械 及 び 装 置	3,037,119,815	営 業 未 払 金	60,672,419
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,925,944,711	預 り 金	1,277,321
車 両 運 搬 具	26,871,679	預 り 金	1,277,321
減 価 償 却 累 計 額	△ 23,710,285	そ の 他 流 動 負 債	65,844,008
工 具、器 具 及 び 備 品	59,408,798	仮 受 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	65,844,008
減 価 償 却 累 計 額	△ 48,237,104	資 本 金	11,928,321,258
建 設 仮 勘 定	779,837,476	自 己 資 本 金	6,531,792,864
無 形 固 定 資 産	127,209,686	固 有 資 本 金	33,622,511
施 設 利 用 権	125,694,968	繰 入 資 本 金	748,270,100
ソ フ ト ウ ェ ア	1,514,718	組 入 資 本 金	5,749,900,253
流 動 資 産	3,559,583,189	借 入 資 本 金	5,396,528,394
現 金 預 金	547,092,401	企 業 債	5,396,528,394
現 金	60,000	剰 余 金	11,008,227,888
預 金	547,032,401	資 本 剰 余 金	10,016,034,024
未 収 金	198,666,266	受 贈 財 産 評 価 額	2,071,667,069
営 業 未 収 金	193,534,815	負 担 金	5,479,387,774
営 業 外 未 収 金	1,220,169	補 助 金	512,467,018
そ の 他 未 収 金	3,911,282	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,952,512,163
有 価 証 券	2,497,455,646	利 益 剰 余 金	992,193,864
有 価 証 券	2,497,455,646	未 処 分 利 益 剰 余 金	992,193,864
貯 蔵 品	37,620,192		
原 材 料	37,620,192		
前 払 金	226,806,300		
工 事 前 払 金	203,530,000		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	11,276,300		
そ の 他 前 払 金	12,000,000		
そ の 他 流 動 資 産	51,942,384		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	51,942,384		
合 計	23,596,342,605	合 計	23,596,342,605

5 平成22年度決算の状況

平成22年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施いたしました。

また、合併調整方針に基づき、旧伊勢市・二見町・御薊町区域と小俣町区域で異なっていた水道料金及び3体系の加入金を、基本水量や料金単価を見直すとともに平成23年度より統一料金とする条例改正を行いました。(小俣町区域の水道料金は平成23年度・24年度減額措置)

事業運営面では、給水戸数は54,653戸で前年度より351戸増加し、有収率は87.9%で前年度に比し0.3ポイントの増加となりました。また、年間配水量は17,793千立方メートルで前年度に比し0.3%の減少となり、有収水量は、15,641千立方メートルで前年度に比し0.1%の増加となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,881,805千円、事業費用2,203,322千円の執行となり、678,483千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は678,483千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入594,091千円、支出1,333,570千円の執行となり、建設改良費繰越財源303千円を除くと、739,782千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

また、資本的収支の収入において119,004千円、支出において558,357千円を翌年度に繰越しました。

平成 23 年度 上半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の下水道事業は、汚水処理事業として流域関連公共下水道の第3期事業認可区域の下水管渠の幹線及び面整備工事等を推進し、公共用水域の水質保全や住環境の改善のため普及率の向上に努めています。流域関連公共下水道については、平成23年9月末で1,118,34ha（小俣浄化センター廃止に伴う接続替分209.89haを含む）の地域において供用が開始されており、伊勢市全体の下水道普及率は、40.5%となっています。

雨水対策事業としては、溝口第1排水区において溝口第2ポンプ場の場内整備工事を行い、また、河崎船江排水区においては管渠の詳細設計を行い管渠築造の準備を進めています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益1,111,581千円、事業費用1,044,182千円の執行となり、67,399千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支におきましては、収入204,848千円、支出1,800,783千円となり、1,595,935千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備を実施するとともに、更に経費の節減と合理化を推進しながら、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 下水道普及率

(平成23年9月30日現在)

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
計	133,391人	53,995人	40.5%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区分	職員	技能労務職員	嘱託職員	計
H23.3.31	33	2	4	39
H23.9.30	33	3	5	41

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 平成23年度伊勢市下水道事業予算執行状況		平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで		
		区分	予算額 (A)	執行額 (B)
(収益的収支)				
下水道事業収益	2,369,293,000	1,127,681,073	1,240,611,927	47.6
営業収益	924,020,000	424,926,573	499,093,427	46.0
営業外収益	1,444,273,000	702,754,500	741,518,500	48.7
下水道事業費用	2,481,042,000	1,053,984,761	1,427,057,239	42.5
営業費用	1,839,342,000	744,095,252	1,095,246,748	40.5
営業外費用	638,700,000	309,889,509	328,810,491	48.5
予備費	3,000,000	0	3,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	3,841,827,000	204,848,500	3,636,978,500	5.3
企業債	2,175,500,000	0	2,175,500,000	0.0
負担金	361,211,000	204,848,500	156,362,500	56.7
国庫補助金	1,305,116,000	0	1,305,116,000	0.0
資本的支出	5,839,731,000	1,800,783,024	4,038,947,976	30.8
建設改良費	4,219,656,000	595,406,184	3,624,249,816	14.1
企業債償還金	1,479,557,000	1,067,265,604	412,291,396	72.1
受益者負担金返還金	550,000	35,700	514,300	6.5
国庫補助金返還金	136,000,000	135,037,036	962,964	99.3
諸支出金	3,968,000	3,038,500	929,500	76.6

(単位 円)

(2) 平成23年度伊勢市下水道事業損益計算書		平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで	
		借	貸
方		方	
下水道事業費用	1,044,182,232	下水道事業収益	1,111,581,330
営業費用	734,313,403	営業収益	408,983,471
汚水管渠費	12,743,040	下水道使用料	318,862,060
雨水管渠費	232,859	他会計負担金	90,000,000
流域下水道 維持管理負担金	118,331,430	その他営業収益	121,411
処理場費	61,234,017	営業外収益	702,597,859
普及促進費	22,791,898	受取利息及び配当金	812,800
業務費	46,482,729	他会計負担金	428,000,000
総係費	27,363,988	他会計補助金	270,000,000
汚水減価償却費	383,746,613	雑収益	3,785,059
雨水減価償却費	61,234,829		
営業外費用	309,868,829		
支払利息及び 企業債取扱諸費	309,455,126		
雑支出	413,703		
当期純利益	67,399,098		
合 計	1,111,581,330	合 計	1,111,581,330

(単位 円)

(3) 平成23年度伊勢市下水道事業貸借対照表

平成23年9月30日

借 方		貸 方	
固定資産	60,230,000,848	固定負債	18,766,000
汚水有形固定資産	43,079,776,721	引当金	18,766,000
土地	333,762,771	修繕引当金	18,766,000
立木	3,119,863	流動負債	17,159,566
建物	1,158,173,521	預り金	1,059,823
減価償却累計額	△ 159,265,333	預り金	1,059,823
構築物	39,732,013,951	その他流動負債	16,099,743
減価償却累計額	△ 2,636,999,507	仮受消費税及び地方消費税	16,099,743
機械及び装置	4,041,449,514	資本金	35,037,067,009
減価償却累計額	△ 874,647,607	自己資本金	5,566,386,320
車両運搬具	4,026,882	固有資本金	5,566,086,320
減価償却累計額	△ 2,330,103	組入資本金	300,000
工具、器具及び備品	25,777,255	借入資本金	29,470,680,689
減価償却累計額	△ 20,798,887	企業債	29,470,680,689
建設仮勘定	1,475,494,401	剰余金	26,760,875,368
雨水有形固定資産	9,898,163,464	資本剰余金	27,002,818,967
土地	739,328,598	受贈財産評価額	249,767,762
建物	2,404,405,176	他会計負担金	3,065,306,567
減価償却累計額	△ 129,302,363	受益者負担金	2,538,410,528
構築物	4,348,779,569	工事負担金	65,424,748
減価償却累計額	△ 173,548,217	周辺環境整備事業負担金	199,619,400
機械及び装置	2,914,221,775	他会計補助金	700,980,604
減価償却累計額	△ 340,459,495	補助金	20,107,458,383
工具、器具及び備品	3,771,849	その他資本剰余金	75,850,975
減価償却累計額	△ 453,695	欠損金	△ 241,943,599
建設仮勘定	131,420,267	未処理欠損金	△ 241,943,599
汚水無形固定資産	7,202,006,088		
施設利用権	26,675,509		
流域下水道施設 利用権	7,173,679,550		
電話加入権	75,000		
ソフトウェア	1,576,029		
投資	50,054,575		
投資有価証券	50,054,575		

流動資産	1,603,867,095		
現金預金	791,784,823		
現金	100,000		
預金	791,684,823		
未収金	263,521,637		
営業未収金	152,914,261		
営業外未収金	906,521		
その他未収金	109,700,855		
有価証券	299,929,500		
有価証券	299,929,500		
前払金	216,273,260		
工事前払金	211,260,000		
その他前払金	5,013,260		
その他流動資産	32,357,875		
仮払消費税及び 地方消費税	32,357,875		
合 計	61,833,867,943	合 計	61,833,867,943

5 平成22年度決算の状況

平成22年度の下水道事業は、汚水処理事業として平成17年度より着手した流域関連公共下水道事業の第2期事業において、汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行うとともに、平成27年度までの第3期事業に着手しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道事業では公共汚水ます等の設置工事を行いました。

雨水対策事業としては、雨水管渠の築造を行い、雨水管路の整備・拡充を図るとともに、ポンプ場の電気設備改築工事等を行いました。

維持管理業務においては、汚水処理場や雨水ポンプ場の適正管理を行うとともに、供用区域の水洗化に向けた地元説明会の開催や普及啓発に努めました。

また、合併調整方針に基づき、旧伊勢市・二見町・御菌町区域と小俣町区域で異なっていた下水道使用料を、平成23年度より統一料金とする条例改正を行いました。(小俣町区域は平成23年度・24年度減額措置)

イ 普及状況について

平成22年度末における処理区域面積は、1,342.9ha、処理区域内人口は、50,865人で平成21年度末に比べそれぞれ、229.6ha、6,945人増加し、普及率は38.1%になりました。

一方、水洗化戸数は14,127戸で平成21年度末に比して1,523戸増加し、水洗化率は69.7%となりました。

ロ 業務量、収益的収支及び資本的収支について

平成22年度における業務量は、有収水量4,228,142m³、処理水量4,452,870m³となり、

平成21年度末に比べそれぞれ、344,618^m、411,470^m増加しました。

平成22年度の収益的収支は、消費税を除き収入額1,980,642千円、支出額2,231,566千円の執行となり、250,924千円の欠損を生じ、58,419千円の繰越欠損金と合わせて当年度未処理欠損金が309,343千円となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,019,491千円、支出額3,614,726千円の執行となり、建設改良費繰越財源94,278千円を除くと、689,513千円の収支不足となりましたが、繰越工事資金、損益勘定留保資金等で補てんしました。

また、資本的収入において1,205,416千円、資本的支出において1,478,491千円を平成23年度に繰越しました。

ハ 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道事業の汚水幹線築造及び管渠の面整備等を実施することにより処理区域の拡大を図るとともに、浸水対策等下水道施設の整備拡充を進めました。

汚水整備工事としては、流域関連公共下水道区域において下水管渠を16,628m、マンホールポンプを2箇所整備・更新しました。また、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域では下水管渠を9m整備しました。合計で汚水管渠を16,637m整備し、汚水管渠布設延長は、316,469mとなりました。

雨水整備工事としては、雨水管渠を670m整備し、雨水管渠延長は、10,517mとなりました。また、ポンプ場においては、吹上ポンプ場、溝口第2ポンプ場等の電気設備改築工事及び溝口第2ポンプ場の場内整備工事を実施しました。

平成 23 年度 上半期伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の業務概要

事業の概要

○総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 23 年度 4 月 1 日からの入居者延人員は 9 名で、平成 23 年 9 月末現在 9 名の方が利用されております。

○経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が 19,706,959 円、費用は 21,277,575 円で費用が収益を上回り、差し引き 1,570,616 円の損失となりました。

収益は営業収益の 19,706,959 円のみで、その内訳はグループホーム使用料 4,944,000 円、介護報酬 14,762,959 円です。

費用も営業費用の 21,277,575 円のみで、その内訳は委託料が 20,526,000 円、減価償却費 747,255 円、その他営業費用 4,320 円です。

○上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）の営業内容（単位：人）

区 分	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	対前年比
入居者数	9	9	0
退居者数	0	0	0

平成23年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算執行状況(上半期・4月～9月)

(1)収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	38,913,000	0	0	38,913,000	19,706,959	19,206,041	
第1項 営業収益	38,912,000	0	0	38,912,000	19,706,959	19,205,041	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
合 計	38,913,000	0	0	38,913,000	19,706,959	19,206,041	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合 計				
第1款 グループホーム事業費用	40,666,000	0	0	0	0	40,666,000	0	40,666,000	21,277,575	0	19,388,425	
第1項 営業費用	40,662,000	0	0	0	0	40,662,000	0	40,662,000	21,277,575	0	19,384,425	
第2項 営業外費用	4,000	0	0	0	0	4,000	0	4,000	0	0	4,000	
合 計	40,666,000	0	0	0	0	40,666,000	0	40,666,000	21,277,575	0	19,388,425	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
第1款 資本的収入	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	1,500,000
第1項 補助金	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	1,500,000
合 計	1,500,000	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	1,500,000

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額						執行額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比 べ執行額の 増減	※ 備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額		合 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越 額		
第1款 資本的支出	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000
第1項 建設改良費	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000
合 計	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000

損益計算書

自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	21,277,575	グループホーム事業営業収益	19,706,959
委託料	20,526,000	グループホーム使用料	4,944,000
減価償却費	747,255	介護報酬	14,762,959
その他営業費用	4,320	その他営業収益	0
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	0
雑支出	0	雑収益	0
		当期純損失	1,570,616
合 計	21,277,575	合 計	21,277,575

貸借対照表

平成23年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	82,611,441	固定負債	0
有形固定資産	82,457,441	借入金	0
建物	84,348,600	流動負債	0
建物附属設備	2,394,000	一時借入金	0
構築物	610,050		
車両運搬具	692,945	(資本の部)	
工具・器具及び備品	10,186,470	資本金	10,000,000
減価償却累計額	△ 15,774,624	繰入資本金	10,000,000
無形固定資産	154,000	借入資本金	0
電話加入権	154,000		
流動資産	6,910,577	剰余金	79,522,018
現金預金	2,528,995	資本剰余金	83,476,015
未収金	4,381,582	国庫補助金	22,000,000
前払金	0	県補助金	11,000,000
		他会計補助金	50,399,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	△ 3,953,997
		前年度繰越利益剰余金	△ 2,383,381
		当年度純利益	△ 1,570,616
資 産 合 計	89,522,018	負 債 ・ 資 本 合 計	89,522,018

平成 22 年度決算の状況

[1]概 況

(1) 総括事項

伊勢市認知症対応型共同生活介護（おばたグループホーム）は、介護保険法による要支援 2・要介護者であって認知症の状態にある者に対して、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活の世話をを行い、共同生活を通じて機能訓練を営む場として設置しました。

平成 22 年度中の入居者延人員は 9 名で、年度末現在 9 名の方（定員 9 名）が利用されております。

○営 業

本年度の営業は、次表のとおりでした。（単位:人）

区 分	グループホーム事業		
	平成 21 年度	平成 22 年度	増 減
入居者数	10	9	△1
退居者数	1	0	△1

○経 理

①収益的収支

本年度の収益は 41,367,959 円、費用は 41,438,619 円で、差引 70,660 円の純損失となりました。

収益の内訳は、グループホーム使用料 9,864,000 円、介護報酬 29,290,749 円、その他営業収益 2,213,210 円です。

費用は、営業費用が 41,404,805 円で、その内訳は委託料 39,809,000 円、減価償却費 1,587,165 円、その他営業費用 8,640 円、営業外費用は 33,814 円で、支払利息 30,214 円、雑支出 3,600 円です。

なお、消費税については、計上しておりません。

②資本的収支

資本的収入としまして 2,394,000 円の収入がありました。資本的支出は 4,282,369 円で、その内訳は建設改良費で 2,394,000 円と企業債返還金 1,888,369 円となっております。

伊勢市選管告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 23 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,177 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,141 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,281 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,841 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 70 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定による、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）状況の公表方法等を下記のとおり定めます。

平成 23 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 公表の方法 | 伊勢市公告式条例による |
| 2 公表に係る閲覧状況の期間 | 自 平成 22 年 11 月 1 日
至 平成 23 年 10 月 31 日 |
| 3 公表の時期 | 平成 23 年 12 月 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 71 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の 4 第 7 項の規定により、公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、次のとおり公表します。

平成 23 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木市郎

記

1 公表に係る閲覧状況の期間

自 平成 22 年 11 月 1 日
至 平成 23 年 10 月 31 日

2 閲覧の状況

別紙のとおり

伊勢市公告第 74 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 75 号

伊勢市道路整備プログラムを策定をしたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市道路整備プログラム（案）を公表します。

なお、伊勢市道路整備プログラム（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 23 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市道路整備プログラム（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市都市整備部都市計画課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御薊総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 12 月 1 日（木）

至 平成 23 年 12 月 27 日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市道路整備プログラム（案）」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵

送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館 4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課

ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成23年12月27日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第 76 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 23 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市小俣町元町	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 23 年 12 月 2 日

3 抑留期限 平成 23 年 12 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第77号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成23年三重県告示第701号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・3・52号 岡本吹上線

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市岩渕1丁目及び2丁目地内

伊勢市公告第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年12月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・3・52号 岡本吹上線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成23年三重県告示第660号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・5・60号 二見浦交通広場アクセス線

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

伊勢市二見町茶屋字九反田地内及び字茶屋後地内

伊勢市公告第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年12月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・5・60号 二見浦交通広場アクセス線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市教育委員会公告第1号

伊勢市教育振興基本計画を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市教育振興基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市教育振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成23年12月15日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

1 公表する計画案

伊勢市教育振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会事務局教育総務課
- (2) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市市民活動センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市宮庭球場
- (22) 伊勢市小俣総合体育館
- (23) 伊勢市御菌 B & G 海洋センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 12 月 15 日（木）

至 平成 24 年 1 月 16 日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市教育振興基本計画(案)」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局教育総務課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-soumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 24 年 1 月 16 日 (月) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 電話 0596-22-7875

伊勢市教育委員会公告第2号

伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成23年12月15日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

1 公表する計画案

伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会事務局教育総務課
- (2) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 浜郷支所
- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市市民活動センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市宮庭球場
- (22) 伊勢市小俣総合体育館
- (23) 伊勢市御薊B & G海洋センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 12 月 15 日（木）

至 平成 24 年 2 月 17 日（金）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害

関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局教育総務課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-soumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 24 年 2 月 17 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局教育総務課 電話 0596-22-7875

伊勢市教育委員会公告第3号

伊勢市スポーツ推進計画を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市スポーツ推進計画（案）を公表します。

なお、伊勢市スポーツ推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成23年12月15日

伊勢市教育委員会
委員長 熊谷 渉

1 公表する計画案

伊勢市スポーツ推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課
- (2) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 宮本支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市市民活動センター
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市宮庭球場
- (22) 伊勢市小俣総合体育館
- (23) 伊勢市御菌 B & G 海洋センター

3 縦覧期間

自 平成 23 年 12 月 15 日（木）

至 平成 24 年 1 月 16 日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの
 - ・ 市内に住所を有する者
 - ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
 - ・ 市内に在する学校に在学する者
 - ・ 本市に対して納税義務を有するもの
 - ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市スポーツ推進計画(案)」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課 小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール sports@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 24 年 1 月 16 日 (月) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課

電話 0596-22-7891

伊勢市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項の規定に基づき、平成23年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成23年12月1日

伊勢市監査委員	鈴木 一 博
伊勢市監査委員	中 井 豊
伊勢市監査委員	広 耕 太 郎

平成 23 年 度

定期監査結果報告書（前期）

伊 勢 市 監 査 委 員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監査を実施した監査委員	1 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	2 頁
6	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	情 報 戦 略 局	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	6 頁
	産 業 観 光 部	7 頁
	都 市 整 備 部	8 頁
	御 菌 総 合 支 所	9 頁
	会 計 課	9 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	9 頁
	議 会 事 務 局	10 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	10 頁
	監 査 委 員 事 務 局	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	10 頁
7	む す び	10 頁

定期監査

1 実施期間及び対象箇所 (平成 23 年 10 月 13 日から平成 23 年 11 月 15 日まで)

実施年月日	対 象 箇 所
平成 23 年 10 月 13 日	沼木支所 四郷支所 神社支所
平成 23 年 10 月 17 日	総務課 職員課 管財契約課 危機管理課
平成 23 年 10 月 21 日	課税課 収税課 清掃課 検査室
平成 23 年 10 月 24 日	秘書課 広報広聴課 行政経営課 情報調査室
平成 23 年 10 月 25 日	債権回収対策室 市立伊勢総合病院
平成 23 年 10 月 26 日	戸籍住民課 人権政策課 市民交流課 環境課
平成 23 年 10 月 27 日	障がい福祉課 生活支援課 健康課
平成 23 年 10 月 31 日	医療保険課 介護保険課 おおぞら児童園 二見浦保育園
平成 23 年 11 月 1 日	こども課 長寿課 さくらぎ保育所 しごうこども園
平成 23 年 11 月 2 日	御菌生活福祉課 御菌地域振興課 農業委員会 農林水産課
平成 23 年 11 月 7 日	観光企画課 観光事業課 商工労政課 産業支援課
平成 23 年 11 月 8 日	監理課 用地課 維持課 基盤整備課
平成 23 年 11 月 9 日	都市計画課 建築住宅課 都市整備部現地、産業観光部現地
平成 23 年 11 月 11 日	交通政策課 議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
平成 23 年 11 月 15 日	会計課

2 定期監査の対象事務

平成 23 年度（4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ）における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

なお、行政監査の視点に立った監査も併せて行った。

3 監査を実施した監査委員

鈴木 一 博（識見監査委員）
中 井 豊（識見監査委員）
広 耕太郎（議選監査委員）

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については市税をはじめとする自主財源の確保に努め、歳出については経常経費の抑制を図りつつ、財政運営の健全化に努力され、おおむね所期の成果を挙げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりであるが、監査時に気づいた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については、積極的に対応するよう指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、書類・諸帳簿等を確認したところ、一部に不備や前年度の定期監査における口頭による指摘事項が改善されていないものが見受けられたので、その場において改善するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるところである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう努力されたい。

(2) 公法上の債権及び私法上の債権にかかる滞納の発生は、財源の確保と市民の負担の公平性・公正性の確保の観点から懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で従事する職員の労苦を理解するものであるが、歳入確保は財政上の大きな課題となっていることから、市全体の問題として、さらに有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

(3) 財務に関する事務の執行については、補助金、国庫負担金の交付決定時における調定決議書の作成漏れ、公印決裁印漏れなどが見受けられたので、会計規則に基づき適正に処理されるよう努められたい。

(4) 負担金交付先については、決算書を精査し、繰越金が多額になっているものは、関係機関と協議を行い見直しを検討するなど、より一層の負担金額の適正化を図られたい。

- (5) 補助金等事務補助団体の経理事務を規約等に基づき各所属で担当している場合がみられるが、一部不適切な取り扱いが見受けられたので適正な事務に努められたい。
- (6) 業務委託の随意契約について、適正化に向けた改善努力が見受けられるが、競争が原則であることを踏まえ、その妥当性を十分検討されるとともに、競争入札に付すべきものはないかなど再度検討されたい。
なお、契約締結にあたり、支出負担行為がなされていない、仕様内容の不備等が見受けられたため、伊勢市会計規則、伊勢市契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。
- (7) 市有財産の売却、貸付等については努力をされているが、財産管理については常に良好な状態で管理されるとともに、未利用地の売却促進や資産の有効活用に向けて取り組まれたい。
- (8) 2部複写の手書き領収書については、収入科目の記載がないものや書損であるにもかかわらず書き損じ処理をしていないもの、領収書控を切り取って別保管しているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。
- (9) 郵券については、郵便切手受払簿が規定と異なる様式を使用しているケース、記載漏れなどにより残数が一致しない、受払証印がないなどの不備が見受けられたため、伊勢市文書管理規程に基づき適正な事務処理に努められたい。
- (10) 時間外勤務については、職員の人件費削減及び健康管理の面から、業務の見直しなどにより削減に向け鋭意取り組まれており、今回対象とした所属全体（予算配当分）の総時間数は、前年度（4月～9月）と比較すると減少しており評価するものである。
管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に負担がかかることのないよう事務分担の平準化に努められたい。
- (11) 支出事務において、会計課からの指摘事項に事後も対応しないまま放置している例が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。
- (12) 文書管理については、收受印がない、簿冊登録をしていない、必要事項の記入漏れや記入誤り、施行日漏れなどが見受けられたので、伊勢市文書管理規程に基づき、適正な事務に努められたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 危機管理課 課税課 収税課 債権回収対策室

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

意見

- (1) O A機器などの備品の管理方法については備品台帳へ登録されていない事例が見受けられたため、管財契約課と協議の上、適正な管理に努められたい。
- (2) 伊勢市総合住民情報システム更新については遺漏のないよう期するとともに、市の情報システムについてはサポート期限の終了に十分配慮し、システムへの不正侵入やウィルスなどによる被害を防ぎ、更なるセキュリティ対策に努められたい。

【職員課】

意見

- (1) 心の健康に不調をきたし、メンタルヘルス不全を訴える職員が増加している状態は、組織にとっては好ましい傾向ではないことから、相談窓口を設置し心の健康管理対策を行っているところであるが、相談等を通じて病気の早期発見を願うものである。
- (2) 職員の交通事故については、昨年同時期に比べ減少していることは評価するものであるが、引き続き再発防止に向け積極的な取り組みを願うものである。

【管財契約課】

意見

- (1) O A機器などの備品の管理方法については、台帳に登録されていない事例が見受けられたので、各課において現物確認と台帳照合を行い適正な管理を行うよう助言に努められたい。

【危機管理課】

意見

- (1) 災害時の市民への情報提供について、防災行政無線の放送内容が聞き取りにくい旨の苦情が多く寄せられている。実情を調査し、市民への効果的な情報伝達方法について検討されたい。

【課税課】

意見

- (1) 歳入の確保は財政上の大きな課題となっているが、長年の懸案であった償却資産の適正課税、都市計画税の統一化に取り組まれたことの意義は大である。今後も引き続き的確な課税客体の把握を行い、適正な課税に取り組まれるよう望むものである。
- (2) 税務経験が少ない職員の構成となっているが、専門的な知識が求められることから、中堅職員の育成については、計画的に取り組まれるよう望むものである。

【収税課】

意見

- (1) コンビニエンスストアにおける収納の拡大等、収納体制の充実に努められているところであるが、今後、納期内納付を推進し未納の防止に取り組まれるとともに、動産の差し押さえ等についても研究され、収納率の向上に向けてより一層の努力を望むものである。

【債権回収対策室】

意見

- (1) 公債権の収入未済額については、負担の公平性の観点からも収納率向上に向けて当該課と連携し、換価性の高い債権の差し押さえの強化による滞納整理や、債権回収方法について一層の研究、充実を図られたい。

情 報 戦 略 局

秘書課 情報調査室 行政経営課 広報広聴課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【行政経営課】

意見

- (1) ふるさと応援寄附金については、多くの方に寄附していただけるよう情報発信に工夫を凝らし、積極的なPRに努められたい。

【広報広聴課】

意見

- (1) ホームページの全面改修リニューアルにあたっては、市民が利用しやすいものとなるよう、引き続き利便性と機能の向上、充実を図られたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。また、意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

意見

- (1) 地域自治推進事業として、ふるさと未来づくりは市内3地区がモデル地区となり、平成25年度までに制度の確立を目指しているが、市民に広く啓発して理解を求め、積極的に事業の推進に努められたい。

【人権政策課】

意見

- (1) 市有財産売却の滞納額が年々増加傾向にあるため、収入未済額の解消に向けて、引き続き取り組まれたい。

【環境課】

意見

- (1) 廃棄物集積所設置の取り組みについては、設置箇所が98%に達し、ごみ収集の効率化と市民の美化意識向上に努めていることは、評価するものである。引き続き廃棄物集積所の全市域設置達成に向けて推進されたい。

【清掃課】

意見

- (1) パッカー車の2人乗車、収集コースの見直し等により、コスト削減を図っているところであるが、パッカー車削減計画についても予定どおり進められたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 生活支援課 こども課 長寿課
障がい福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

意見

- (1) 母子保健に係る相談、指導にあたっては、育児放棄などの児童虐待についても配慮し、こども家庭相談センターや関係機関と連携を図られたい。
- (2) 休日診療所の薬品の管理において、薬品の棚卸しの管理簿冊が登録されていなかったため、簿冊登録の上、適正に管理されたい。

【医療保険課】

意見

- (1) 国民健康保険料については、昨今の厳しい経済状況から納付実績は一段と厳しい状況であるが、債権回収対策室と連携し収納率の向上及び収入未済額の減少に特段の努力を願うものである。
また、後期高齢者医療保険料についても、国民健康保険料と同様に収納対策に努力を望むものである。

【介護保険課】

意見

- (1) 介護保険料の収入未済額については、高齢化が進む中今後ますますその額は増大するものと懸念されるが、加入者負担の公平を期する面からも滞納者へは引き続き制度への理解を求めて回収に努め、また長期滞納者は債権回収対策室と連携し、収納率の向上に向け努力されるとともに、納期内納付の推進を願うものである。
- (2) 時間外勤務については、やむをえない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、業務の適正な配分を行い、その削減・平準化を図るよう努力されたい。

【生活支援課】

意見

- (1) 民生委員・児童委員については、伊勢市民生委員・児童委員のあり方検討委員会において総合的に検討されているところであるが、引き続き欠員の補充に努められたい。

【こども課（各保育所を含む）】

指摘事項

- (1) 保育所において、主食費と保護者会費の一部（700円）が混同して管理されていたので、適正な現金管理に努められたい。

意見

- (1) 放課後児童クラブ認定申請書添付書類の中で、一部書類に不備が見受けられたので、実施団体への適切な事務処理等の指導を図られるよう望むものである。
- (2) 保育料の収入未済額の解消については、園児の在籍中に回収努力することが、最も効果が高いものと考えられるので、この時期に集中的に取り組まれるとともに、債権回収対策室と連携し未収金対策に、より一層取り組まれるよう望むものである。

産 業 観 光 部

商工労政課 産業支援課 農林水産課 観光企画課 観光事業課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) 住宅・店舗リフォーム促進事業補助金の支出書類において、補助金交付申請から交付確定に至るまでの流れの中で記載誤り等が見受けられたため、適正な事務処理に努められたい。

意見

- (1) 中心市街地活性化推進事業の実施にあたっては、観光施策と連携を図りながら、より活性化できる仕組みづくりを検討願うものである。
- (2) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社に対する貸付金については、償還計画に基づき定期的に回収されるよう努められたい。

【産業支援課】

意見

- (1) サン・サポート・スクエア伊勢への企業誘致については、製造業2社の建設が決定されたところであるが、企業誘致については、雇用機会の拡大と複合的な産業の育成による伊勢市経済への波及効果が大きいと期待されることから、今後も既存誘致企業のフォローアップはもとより、幅広い情報網を張り巡らし、県や関係する団体との連携を密にし、積極的な取り組みを期待するものである。

【農林水産課】

意見

- (1) 有害動物（猪・鹿・猿）による農作物の被害を軽減するため、動向調査、重点地域のパトロールなどを実施しているところであるが、鳥獣害による被害は年々増加しており、今後も関係機関と連携を図りより効果的な鳥獣害対策を推進されたい。

【観光企画課】

意見

- (1) 伊勢市矢持会館については、平成23年度から指定管理施設となり、矢持町下村区が運営を行うこととなったが、協定内容に基づき、業務計画書の提出、緊急時対策及び防犯・防災対策マニュアルの作成などの適正な事務処理について、指定管理者への指導に努められたい。

【観光事業課】

意見

- (1) 今年度から新設された伊勢市駅観光案内所については、伊勢市らしい魅力ある雰囲気づくりを重視され、観光情報の発信源としての機能を十分に発揮するとともに、多くの利用客との接点を最大限に活用した事業展開を望むものである。

都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。しかしながら、設計変更が多数見受けられること、また、年度後半に工事が集中する傾向にあることから、十分な事前調査と年間の施工計画の確立を図られたい。

なお、指摘事項については、特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

【都市計画課】

意見

- (1) 伊勢市道路整備プログラムが策定されるが、策定にあたっては市民の声をよく聴き、意見が反映されたものとなるよう努力されたい。
- (2) 駅前の整備計画については、市民が注目するところであるので、適時適切な情報を提供されるよう望むものである。

【交通政策課】

意見

- (1) 市営駐輪場については、自転車利用者の利便性の向上と、駅周辺の良い環境保全のため設置運営されているが、放置自転車が多数見受けられることから、先進地事例を研究し、観光施策と連携を図りながら、有効な対策及び活用について検討されたい。
- (2) 内宮周辺駐車場の有料化整備については、地元住民に対する十分な説明と議論を重ね、合意形成が図られるよう、最大限の努力を払われるようお願いものである。

【基盤整備課】

意見

- (1) 公共事業費関係の予算が厳しい状況下であるが、年次計画に基づき計画的に道路整備を図られたい。

【維持課】

意見

- (1) 公園占用料の調定が、占用許可決定の決裁前になされていたため、事務処理について再確認するとともに、部内の連携を密にし、適切な事務処理に努められたい。

【用地課】

意見

- (1) 国土調査法に基づく地籍調査は、一筆地調査や測量作業により市民の財産の一部を守り、民間の土地取引や相続時の分筆登記等の円滑化、公共事業の推進などが期待できる。今後も、引き続き的確な調査・測量等の実施に努められたい。

【建築住宅課】

意見

- (1) 市営住宅の管理運営について、本年度から準備を進め来年度から公募による指定管理者制度導入を予定していることから、募集にあたっては仕様内容を精査するとともに、契約にあたっては、行政サービスの代行者として役割を果たせるよう、計画書、マニュアルなどの作成を義務付けるなど、制度の整備を図られたい。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額の解消に向けて、引き続き取り組まれたい。

御 菌 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項については特に認められなかった。

また、意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) 監査委員監査に先だって実施した各部署の事務監査において、関係書類及び帳票の作成、記載、管理等について調査した中で、処理方法や事務処理に課題があると思われる点が散見されたため、会計課においては会計事務の執行について、マニュアルの整備や研修等の充実を図るなど指導・助言に一層努められたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 委託料の支払いにあたり、起案文書に契約書が作成されていないものが見受けられたので、契約規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

意見

- (1) 診療費の未収金については、公平性の観点からも一層の回収に取り組みられるよう望むものである。
- (2) 累積赤字が年々増加しており、公立病院は地域医療を支えていることから、採算だけでそのあり方を議論することはできないが、伊勢病院の経営を安定させ、良質な医療サービスを今後も持続して提供できるよう検討されたい。

【 議 会 事 務 局 】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

【選挙管理委員会事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

【監査委員事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

【農業委員会事務局】

財務に関する事務の執行等については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

7 むすび

今年度の定期監査においては、市民や行政に多大な影響が及ぶような不適切な事務はみられなかったものの、日常の事務執行に必要な基本的な知識の欠如又は単純なミスにより、誤った事務処理を行っていた事例や、担当部課での内部チェックが不十分な事例等がみられた。

市政においては、収入の根幹をなす市税収入が落ち込む中、山積する諸課題に対応していくためには、常にコスト意識を持って最少の経費で最大の効果を生んでいるかを意識しながら、適切に対応していくことが求められる。

今回の定期監査結果の全般的共通事項及び各課に関する事項については、全部署が自らの課題として受け止め、適正な事務処理に取り組みられることを要望するものである。